

農地を相続したときは・・・ 農業委員会に届出をお願いします

平成21年の農地法改正により、農地の相続等も農業委員会への届出が必要になりました。

対 象

農地の相続（遺産分割及び包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等による権利取得など。

提出書類

農地の権利取得(相続等)の後に次の書類の届出をお願いします。

■届出書（記載例は裏面のとおりです）

届出書は、窓口又は近江八幡市ホームページよりダウンロードできます。

メニュー＞各課の窓口＞農業委員会事務局＞農地法等の申請について（申請様式等）＞農地法3条（相続に関する）届出書

提出期限

農地の権利を取得した日から、おおむね10ヵ月以内の期間

※土地改良区域内の農地が含まれている場合は、該当の土地改良区への報告もお願いします。

詳しくは、近江八幡市農業委員会事務局までお願いします。

近江八幡市安土町小中1番地8（安土町総合支所2階）

TEL：0748-36-5520

農地法第3条の3第1項の規定による届出書

記載例

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所 近江八幡市桜宮町 236
氏名 八幡 太郎

※自書の場合は押印不要です

下記農地（**採草放牧地**）について、（**相続**）により（**所有権**）を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 権利を取得した者の氏名等（国籍等は、所有権を取得した場合のみ記載してください。）

氏 名	住 所	国籍等	在留資格又は特別永住者
八幡 太郎	近江八幡市桜宮町236	日本	

- 2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(㎡)	備 考
	登記簿	現況		
桜宮町〇〇	田	田	3,000	

- 3 権利を取得した日
令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 権利を取得した事由
相続
- 5 取得した権利の種類及び内容
所有権

（記載要領）

- 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 記の4の「権利を取得した事由」には、相続（遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 記の5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定（見込み）の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。